

熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金の交付に係る事務取扱については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当する市町村に係る居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護並びに重度障害者等包括支援における居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の当該年度の介護給付費支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準額を超過した額とする。

- (1) 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- (2) 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号に定める額を比較して少ない方の額の範囲内で定める額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次のアに掲げる人数にイの額を乗じて得た額
 - ア 該当する市町村重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10パーセントとする。）を乗じて得た数を控除した数
 - イ 重度訪問介護の障害支援区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差
- (2) 前条に定める補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額

第4条 要項第3条第1項の申請書は、同項の規定にかかわらず、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。
- 3 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式によるものとする。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金所要額調書（別記第3号様式）とする。

(実績報告)

第5条 要項第9条第1項の実績報告書は、同項の規定にかかわらず、別記第4号様式によるものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第5号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金精算書（別記第6号様式）とする。

4 要項第9条第3項及び第4項の実績報告書の提出期限は、同条第4項の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の5月末日とする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月24日から施行する。